

令和6年度市町村保健・福祉主管課長会議 追加質問一覧表

市町村名	担当課	資料番号	質問・意見等の内容	回答
一関市	医療政策室	6	P21の6(1)⑦適正受診の取り組み内容で、「医師の働き方改革開始に向けた普及・啓発を推進」とありますが、新制度は令和6年4月から施行されているため表現を「令和6年4月から開始された医師の働き方改革の普及・啓発」などに変更してはいかがでしょうか？	以後、資料作成に当たっては、各種制度の最新の動向を注視しながら、適切な表現となるよう留意してまいります。
一関市	健康国保課	5	骨髄ドナー支援事業費補助金について、現在、市町村が実施する場合に対し県が補助する内容となっておりますが、いつどのくらいの骨髄等提供者がいるのか不明の中、市の予算を確保することが難しい現状となっております。 そこで、県が骨髄等提供者に対し補助する制度とし、市町村が補助制度を普及啓発していくほうが市町村ごとの差が生じず、効率化につながると思います。 補助申請はインターネット等を活用することで、来庁等不要になるような仕組みづくりをすることで、1箇所での受付が可能となり、申請する側、受理する側ともにメリットがあるかと思えます。	市町村が実施する補助事業に対し県が補助をする方式で、令和6年4月現在、本県を含む38都道府県が実施しております。ご意見を踏まえまして、他県の状況等について、情報収集してまいります。
一関市	障がい保健福祉課	5	○(3)イ ひきこもり相談支援及び市町村に対する助言に係る体制の強化 に関連し、3つ目の市町村に対するひきこもり相談支援および支援体制構築に係る助言とあるが、具体的にどういった内容でいつ頃行われるのか教えていただきたい。※遅ればせながら、当市でも今年度中に市プラットフォームの立ち上げなければいけない状況です。	ひきこもり支援は市町村主体へ移行していくこととして国が方針を示しており、障がい保健福祉課では、岩手県ひきこもり支援センターや保健所と連携し、必要に応じて研修会の開催や地域に出向いた技術支援を行っています。具体の支援内容や日程については、精神保健福祉センターまたは所管の保健所へ相談願います。
一関市	障がい保健福祉課	5	○市町村に協力を依頼する事項 ひきこもりサポーター養成研修の実施検討とあるが、サポーターはどのような職種（人）を想定しているか？（保健師、教育関係、民生委員など）	ひきこもりサポーター養成事業におけるサポーター研修対象者は、ひきこもり支援（相談支援、訪問支援、居場所支援、家族支援、自立支援・社会復帰支援等）を行っている従事者及びひきこもり本人や家族等に対する訪問支援等に関心のある者（ひきこもりの状態からの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む）とされています。 詳細は、厚生労働省 『ひきこもり対策推進事業実施要領』を参照ください。
釜石市	長寿社会課	-	国の手引きによりますと、在宅医療・介護連携推進事業における県の立場は市町村支援とされています。市町村が県に期待する支援内容については、県で実施されている「地域包括ケアシステム関連取組状況調査（またはその前身の調査）」やヒアリング等で毎年市町村から意見を収集されているようですが、その結果（収集された意見とそれに対する県の対応方針等）について教えてください。 また、「主管課長会議」資料に、当事業に関する記述がない理由について教えてください。（取り組む予定があるのであれば、次年度以降は記載してほしいです。）	「地域包括ケアシステム関連取組状況調査」等によりいただいた御意見やその対応方針については、一部ではありますが、調査結果として情報提供させていただいており、令和5年度調査に係る分については本年1月に送付させていただいたところです。今年度も調査やヒアリング等を実施することとしており、結果等については同様に情報提供させていただく予定です。 また、「主管課長会議」資料については、新たに開始した事業や市町村への依頼事項がある事業を中心に記載しており、今回は在宅医療・介護連携推進事業に関する項目は掲載しておりませんでした。次年度以降、掲載について検討させていただきます。
釜石市	障がい保健福祉課	-	本年4月に施行された岩手県手話言語条例の取組みについて説明いただきかったです。来年度は、よろしく願います。	手話言語条例に関する施策については、条例第5条により岩手県障がい者プラン（障がい者計画）で定めることとしていることから、会議資料の「1岩手県障がい者プランに基づく取組について」の中で触れていたところです。 具体の取組については、今年度、条例推進協議会（仮）を立ち上げ、取組状況や課題の整理等を行いながら進めていく予定ですが、施策の実施にあたっては市町村や関係団体等との連携が不可欠ですので、随時、情報提供、共有をさせていただきたく考えております。
釜石市	障がい保健福祉課	8	○市町村に協力を依頼する事項 にも包括の体制整備は、保健所がイニシアティブをとるという認識でよろしいですか？	令和3年3月18日『精神障害にも対応し地域包括ケアシステムの構築に係る検討会』報告書において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは、精神障害者や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた者等や地域住民の「地域生活」を支えるものであり、住民の生活や地域づくりの視点をもって推進することが重要であることから、精神障害を有する方等の日常生活圏域を基本として、市町村等の基礎自治体を基盤として進める必要があります。 また、市町村の規模や資源によって支援にばらつきが生じることがないように、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により、精神障害を有する方等のニーズや地域課題を把握した上で、精神保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要であります。よって、市町村においても保健所等と連携しながら、積極的に『にも包括の支援体制の構築』の推進に取組願います。